

障害者スポーツ用具貸出整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 障害者スポーツ用具貸出整備事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、障害のある方が積極的にスポーツ活動を行える環境づくりを促進することを目的とし、山梨県障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）が行う障害者スポーツ用具貸出事業において新たに整備する用具購入に要する経費について予算の範囲内で補助する。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第3条 交付の対象となる事業及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第4条 補助金の交付を受けようとする協会会長は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 収支予算書（様式第1号の3）
- (3) その他知事が必要と認めるもの

(補助金交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、適当と認められる場合は、速やかに交付の決定を行い、協会会長に補助金交付決定通知（様式第2号）により通知する。

(補助金交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第7条 協会会長は、知事から規則第10条の規定により補助事業等の遂行状況に関する報告を求められた場合には、速やかに書面により報告しなければならない。

(実績報告書の様式、提出期限)

第8条 協会会長は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度4月10日までのいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第4号の2)
- (2) 収支決算書(様式第4号の3)
- (3) その他知事が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の規定により実績報告書を受領した場合は、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、協会会長に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第10条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときには、概算払請求書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

第11条 協会会長は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下、「取得財産」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15条)に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 協会会長は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第6号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したときから第1項で定める期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第12条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該交付事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された交付金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

補助対象事業	対象経費	補助率	軽微な変更
障害者スポーツ用具貸出整備事業	1 需用費（消耗品費） 2 備品購入費（1件あたり3万円以上の物品の購入）	10/10	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助決定を受けた交付金の額の増額を伴わない場合

(様式第1号)

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

(申請者)

印

障害者スポーツ用具貸出整備事業費補助金交付申請書

このことについて、別添事業計画書のとおり実施したいので、障害者スポーツ用具貸出整備事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助事業の名称

2 補助事業の目的及び内容

3 交付申請額

円

4 添付書類

(1) 事業計画書 (様式第1号の2)

(2) 収支予算書 (様式第1号の3)

(3) その他関係書類

(様式第1号の2)

事業計画書

事業名	実施期間	事業内容	備考

(様式第1号の3)

収 支 予 算 書

(円単位)

(収入の部)

科 目	予算額	摘 要
計		

(支出の部)

科 目	予算額	摘 要
計		

※摘要には、積算を具体的に記載すること。

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

山梨県障害者スポーツ協会会長 殿

山梨県知事 印

障害者スポーツ用具貸出整備事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった、障害者スポーツ用具貸出整備事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和 38 年山梨県規則第 25 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項及び障害者スポーツ用具貸出整備事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 5 条の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので、規則第 7 条及び要綱第 5 条の規定により通知する。

補助金の交付決定額 _____ 円

- 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - 1 補助事業の経費配分又は、補助事業の内容の変更等
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の 20% 以内の経費の配分の変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

4 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は令和4年4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

5 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

(申請者)

印

障害者スポーツ用具貸出整備事業費補助金
事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、障害者スポーツ用具貸出整備事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

(様式第 4 号)

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

(申請者)

印

障害者スポーツ用具貸出整備事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のあったこのことについて、
障害者スポーツ用具貸出整備事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

- 1 事業報告書 (様式第 4 号の 2)
- 2 収支決算書 (様式第 4 号の 3)
- 3 その他添付書類

(様式第4号の2)

事業報告書

事業名	実施期間	事業内容	備考

(様式第4号の3)

収 支 決 算 書

(円単位)

(収入の部)

科 目	予算額	決算額	摘 要
計			

(支出の部)

科 目	予算額	決算額	摘 要
計			

※ 摘要には、積算を具体的に記載すること。

※ 添付書類として、収支を証明する書類を付けること。

(第5号様式)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者) 印

概 算 払 請 求 書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のあったこのことについて、障害者スポーツ用具貸出整備事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により概算払いの請求をします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①－②＝③	今回概算請求額 ④
円	円	円	円

3 概算払請求の理由

4 支 払 方 法
口 座 振 替
振 替 先 銀 行 名
預 金 種 別
口 座 番 号
名 義

(様式第 6 号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

代表者名 印

障害者スポーツ用具貸出整備事業費補助金財産処分承認申請書

令和 年度障害者スポーツ用具貸出整備事業費補助金により取得した財産の一部を、次のとおり処分したいので、障害者スポーツ用具貸出整備事業費補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類